

三重県新地震・津波対策行動計画 実績レポート

平成25年度の実績結果と
今後の方向性



平成26年10月

目 次

【災害予防・減災対策】

施策 1	県民の防災行動の促進	1
施策 2	防災人材の育成・活用	3
施策 3	防災教育の推進	5
施策 4	災害時要援護者への支援（予防対策）	6
施策 5	地震・津波に強いまちづくりの推進	8
施策 6	重要施設の耐震化	10
施策 7	安全な避難空間の確保	12
施策 8	企業防災活動の促進	13
施策 9	産業保安の確保	14

【発災後対策】

施策 10	災害対策本部の機能強化	15
施策 11	災害時の情報収集・伝達体制の強化	17
施策 12	緊急輸送の確保と孤立の解消	18
施策 13	広域応援・受援体制の整備	20
施策 14	医療救護体制の充実	21
施策 15	市町防災力の向上に向けた支援	23
施策 16	災害時要援護者への支援（応急対策）	24
施策 17	男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	26
施策 18	避難対策・帰宅支援対策の強化	27
施策 19	避難生活の支援体制の充実	29

【復旧・復興対策】

施策 20	ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	31
施策 21	ボランティア活動支援体制の充実	32
施策 22	被災者の生活再建支援	33
施策 23	地域コミュニティの維持・継続に配慮した 復興に向けての準備	34

施策1 県民の防災行動の促進

※●印の行動項目は、第6章「選択・集中テーマ」に掲げた重点行動項目。以下、同じ。

- 住宅の耐震化の促進
- 家具固定、転倒防止対策の促進
 - ガラス飛散防止対策の促進
 - ブロック塀の耐震対策の促進
- 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
 - 出火防止対策につながる啓発活動の実施
 - 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
 - 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の展開
- 津波避難に関する三重県モデルの促進
 - 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施
 - 家庭の耐震化につながる防災教育の実施
 - みえの防災大賞の実施
 - 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
 - 出前トーク等による住民への周知啓発
 - 体感・体験型の防災啓発の実施
 - マスメディアを活用した防災啓発の実施
 - 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化
 - 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
 - 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施
- 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘

(平成 25 年度の実績結果(成果)と今後の課題)

住宅の耐震化について、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施しました(診断 1,647 戸、設計 335 戸、工事 326 戸)。特に補強工事への申込戸数は過去 2 番目の実績となり、耐震基準を満たした住宅の割合は 85.2%となりました。さらなる耐震化を進めるため、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。

家具類の固定・転倒防止対策については、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、市町が実施する家具転倒防止対策を支援し

ました（17市町の取組を支援）。

平成25年9月に、熊野市、御浜町、紀宝町にて実施した総合防災訓練（実動訓練）では、「住民参加」を重視するポイントの一つに掲げて、住民主体の津波避難訓練や救護所でのトリアージ訓練などを実施し、58団体、約7,000人が参加しました。

また、自主的な防災活動を行っている団体を表彰する、みえの防災大賞では、22団体から応募があり、大賞1団体、奨励賞5団体を表彰するとともに、事例集を作成するなど、さらなる活動の活性化、活動の広がりにつなげるための取組を行いました。



防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を40本制作し放送しました。また、地震・津波対策の重要性の理解を深める機会として、志摩市（平成25年11月）と多気町（同年12月）において、防災シンポジウムを開催しました。

みえ出前トーク等の防災講話や、外国人住民を対象とした防災訓練、地震体験車による啓発、パンフレット等を活用した啓発なども各地域にて展開しました。

これらの取組については、県民の皆さんの「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるため、引き続き、地道に粘り強く行っていく必要があります。



（今後の取組の方向性）

木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助を実施します。特に、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携してきめ細かな支援を展開していきます。さらに、高齢者等住宅の安全・安心を高めるための対策として、部分的な耐震改修についての評価基準を確立するよう、国に対して政策提言を行うとともに、他府県等の取組状況を把握していきます。また、引き続き、耐震シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るなど、さまざまな切り口から家屋倒

壊からの犠牲をなくすための取組を進めていきます。

家具類の固定化については、経済的負担が少なく、かつ比較的短時間で対策を講じることが可能な減災対策であることから、この対策に取り組む市町への支援を引き続き実施するとともに、メディア等を活用し啓発を行っていきます。

総合防災訓練については、平成 26 年 11 月に、志摩市、南伊勢町、大紀町において実施します。防災関係団体に加え、地域住民・自主防災組織・地元消防団にも参加いただくことにより、防災意識の向上や防災行動の促進につなげていきます。

防災啓発については、平成 26 年が昭和東南海地震の発生から 70 年、また伊勢湾台風から 55 年の節目の年であることから、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、過去の災害の教訓を今後に生かすことをテーマとしたシンポジウムを開催します。

さらに、地域や団体等からの要望に基づき、年間 140 回程度開催している、みえ出前トーク等による防災講話では、出火防止や個人備蓄の促進、地震被害想定調査の結果などについて周知・啓発を行っていきます。

施策2 防災人材の育成・活用

●「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用

○自主防災組織リーダー等の人材育成

●女性防災人材の育成

○企業防災担当者の人材育成

●観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

●市町、地域、企業等における防災人材の活動支援

●災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

○消防職員、消防団員の教育訓練の充実

○民生委員・児童委員に対する研修の実施

○防災現場における男女共同参画の推進

○みえの防災大賞の実施(再掲)

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

防災人材の育成については、従前からの取組を見直し、みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに 53 名を認定しました。また、女性を中心とした専門職防災研

修については、59 名が修了し、修了者による職種間での交流の動きが始まりました。

このほか、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修を3地区で延べ6回開催するとともに、みえ防災コーディネータースキルアップ研修を3地区で3回開催しました。

地域の防災活動を効果的に進めるためには、専門的な知識を持った人材や、災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成していく必要があります。また、これまで育成してきた防災人材を活用して、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。

（今後の取組の方向性）

防災人材の育成・活用について、平成26年4月1日に、県と三重大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を中心に、地域防災の担い手として、課題解決力を持ち、実践することのできる人材の育成、学校防災に主体的に取り組



み、学校と地域を結ぶことのできる人材の育成、災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材の育成等を行うとともに、育成した人材が、直ちに地域、学校、企業等の現場で活躍できる環境を創設していきます。

具体的には、「みえ防災さきもりコース」、「みえ防災コーディネーターコース」、「みえ防災聴講コース」を平成26年4月に開講したほか、専門講座として、「市町職員向け研修」、「自主防災組織リーダー研修」、「女性を中心とした専門職防災研修」、「みえ防災コーディネーター（女性）の新規育成」、「学校防災リーダー養成講座」を順次開催していきます。

また、観光分野における人材育成についても取り組んでいきます。

さらに、こうした防災人材の育成と活用に加え、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、さまざまな防災に関する「リソース」を有効活用することで、防災に関する「シンクタンク機能」を持ちながら、地域の防災・減災対策を实践できるセンターをめざします。

施策3 防災教育の推進

- 防災ノート等の活用による防災教育の推進
- 学校防災リーダーの養成
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用
- 教職員研修の充実
- 家庭の耐震化につながる防災教育の実施(再掲)
- 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施
- 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施(再掲)

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

すべての公立小中学校及び県立学校において防災ノートを活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、平成 25 年度は全校で防災ノートを活用した学習が実施されました。また、学校現場の意見をふまえ、発達段階に応じてより学習効果が高められる防災ノートとなるよう、これまでの「小学生(低学年)版」、「小学生(高学年)版」、「中高生版」の3種類から見直しを行い、中高生版を「中学生版」と「高校生版」に分け、4種類に改訂しました。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成しました。今後は、防災ノートを活用した防災教育のより一層の充実が図られるよう取り組む必要があります。

教職員を対象とした研修については、初任者・5年・10年・新任管理職の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー養成研修を実施し、各学校に少なくとも1名のリーダーを確保しました。今後は、リーダーのスキルを引き続き向上させていく必要があります。

地域と連携した防災学習が 232 校、防災に関する訓練が 338 校で実施されました。防災学習への支援など学校からの要望が増えていることから、引き続き学校における取組を支援していく必要があります。また、小中学校に比べて県立学校での取組が進んでいないことから、市町や消防機関等の地域と連携した取組について、県立学校の取組をさらに進める必要があります。



（今後の取組の方向性）

防災ノートについては、小・中・県立学校の新入生及び新小学4年生に改訂版の配布を行うとともに、ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用の教材について充実を図っていきます。

「みえ防災・減災センター」と連携して、これまで養成してきた学校防災リーダーのスキルアップを図ります。

学校における防災学習の支援について要望件数が増えていることや、津波浸水予測区域に立地している学校への支援が引き続き必要なことから、防災の専門家（学校防災技術指導員）を配置し、市町教育委員会等と連携して防災教育の推進を支援していきます。また、地震・津波訓練、火災避難・消火訓練、救命応急手当訓練の実施など、県立学校における市町や消防機関等の地域と連携した取組がさらに進むよう支援を行います。

また、平成22年3月に作成した「学校における防災の手引き」について、東日本大震災の教訓と課題をふまえ、また、地震被害想定調査の結果等も反映させて、改訂を行います。

施策4 災害時要援護者への支援（予防対策）

- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進
- 児童福祉施設の耐震化の促進
- 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備
- 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施(再掲)
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施(再掲)

（平成25年度の実施結果（成果）と今後の課題）

災害時要援護者の個別支援計画については、平成25年6月に災害対策基本法

が改正され、個別支援計画の作成に先立って避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられる等の状況変化があったため、作成済の市町は平成24年度末時点の8市町にとどまるなど、新たに計画の整備を完了するには至りませんでした。この取組を促進していくためには、災害時要援護者を含めた住民の理解と協力が重要であり、引き続き、防災啓発や広報などに取り組んでいくことが必要です。

災害時要援護者が参画した訓練の実施については、「津波避難に関する三重県モデル」の取組における避難訓練等に参画するよう働きかけを行ったほか、総合防災訓練（実動訓練）や避難所運営訓練、外国人住民を対象とした防災訓練等を実施しました。

また、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、市町が進める高齢者・身体障がい者等世帯への耐震シェルター等の設置を支援しました（2市町の取組を支援）。

（今後の取組の方向性）

災害時要援護者個別支援計画の作成については、災害時要援護者を含めた住民の防災意識の向上を図るための研修会・講演会や、地域における支援ネットワークを構築するための避難支援者・関係機関・行政による支援協議会の開催など、計画作成に必要な環境を整えるため、市町の取組を支援していきます。

災害時要援護者が参画する訓練については、引き続き、「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル作成」の取組や、外国人住民を主な対象とした防災訓練等を通じて、取組を進めていきます。また、こうした訓練の場を活用して、車いす利用者の迅速な避難など要援護者の避難を支援・補助するための用具を試行するなど、災害時要援護者支援用具等の利用や普及を促進していきます。

また、引き続き、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、耐震シェルター等の設置を支援することにより、障がい者や要介護の高齢者等の安全確保を図っていきます。

さらに、「みえ防災・減災センター」と連携し、センターが実施する講座において、災害時要援護者の当事者等による講義を実施し、要援護者に対する理解を促進するとともに、相談窓口において、市町等からの災害時要援護者に関する相談等へのアドバイスなども行っていきます。

施策5 地震・津波に強いまちづくりの推進

- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 緊急輸送道路の整備
- 道路啓開対策の推進
 - 鉄道施設の耐震対策の促進
- 海岸堤防における地震・津波対策の推進
- 河川堤防における地震・津波対策の推進
 - 港湾施設の防災・減災対策の推進
 - 漁港施設の防災・減災対策の推進
 - 水門・排水機場の耐震化の推進
 - 陸閘の開閉動力化の推進
 - 下水道施設の耐震化
 - 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化
 - 漁船や養殖施設の減災対策の促進
 - 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
 - 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
 - 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

高速道路等のミッシングリンクの解消に向け、平成 25 年度は、熊野尾鷲道路において、三木里 IC～熊野大泊 IC 間(約 13.6km)が延伸し、全線開通(尾鷲南 IC～熊野大泊 IC)しました。さらに、紀勢自動車道においても紀伊長島 IC～海山 IC 間(約 15.1km)が開通し、全線開通(勢和多気 IC～尾鷲北 IC 間)となりました。一方で、近畿自動車道紀勢線については、未事業化区間が残っていることから、早期事業化に向け、国土交通省など関係機関に働きかけていく必要があります。

地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、海岸堤防については脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと 150 箇所補強対策を進め、河川堤防については津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと 25 箇所補強対策を進めました。また、県北部の海拔ゼロメートル地帯などにおいて耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強対策や、海岸高潮対策や河川改修等に合わせた耐震対策を推進するとともに、平成 26 年 3 月に公表された地震被害想定調査の結果に基づく津波対策の検討を進めることが必要です。

また、漁港海岸については 7 地区で堤防の改修等をそれぞれ進め、漁港海岸

2地区で整備を完了しました。農地海岸については、熊野灘沿岸の2地区で堤防整備に向けた調査設計を実施しました。

このほか、鉄道駅（1駅）や鉄道高架橋（3箇所）の耐震化など鉄道施設の耐震対策、港湾施設の老朽化・耐震対策（3港湾）、陸閘の開閉操作の動力化（10箇所）、農業用ため池等における土砂災害対策（9箇所）等を進めました。

引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。



（今後の取組の方向性）

高速道路等のミッシングリンクの解消については、引き続き、事業中の新名高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路Ⅱ期、新宮紀宝道路や熊野道路の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線の未事業化区間について早期事業化が図られるよう関係機関に働きかけていきます。

海岸堤防や河川堤防については、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の平成27年度目標より1年早い平成26年度に完了できるよう取り組むとともに、津波対策についても、地震被害想定調査において設定された海岸部における津波高等をもとに検討を進めます。

また、引き続き、鉄道施設や港湾施設、漁港施設、下水道施設、土地改良施設の耐震化対策等を計画的に進め、地震・津波に強いまちづくりを推進していきます。

施策6 重要施設の耐震化

- 公立小中学校の耐震化の促進
- 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進
- 私立学校の耐震化の促進
- 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施
- 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施
- 災害拠点病院等の耐震化の推進
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進(再掲)
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進(再掲)
- 児童福祉施設の耐震化の促進(再掲)
- 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進
- 県有建築物の耐震化の推進
- 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

(平成 25 年度の実績結果(成果)と今後の課題)

公立小中学校施設的安全性を確保するため、校舎等の建物の耐震化や非構造部材の耐震対策の実施に向けて、市町に対して補助制度の活用など積極的に情報提供と助言を実施しました。この結果、平成 26 年 4 月 1 日現在で、校舎等の耐震化率は 98.5%、非構造部材の耐震対策実施率は 9.4%となりました。

県立学校施設については、解体工事(5棟)の実施により、耐震化が完了しました。非構造部材の耐震対策では、平成 24 年度に実施した専門家による点検結果を受けて、県立学校 74 校のうち改善が必要な 71 校について、平成 27 年度までに完了するよう計画を策定し取り組んだ結果、7 校で対策を完了しました。

なお、非構造部材の耐震対策については、平成 25 年 8 月に文部科学省から示された「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」をふまえ、今後、屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に取り組んでいくことが必要です。

私立学校では、5 棟の耐震補強(改築)工事を実施し耐震化率は 92.9%となりました。

災害拠点病院等については、2 病院において耐震化工事を促進しました(耐震化率 68.6%)。

社会福祉施設については、特別養護老人ホーム 1 か所の耐震改修と保育所 6

か所の耐震診断に要する費用に対して助成するとともに、障がい者入所施設の耐震化等を促進（耐震化1か所、高台移転1か所）しました（耐震化率：障がい福祉サービス施設 98.0%、高齢者関係施設 99.2%、児童福祉施設 88.6%）。引き続き、施設の設置者等に対して、計画的な耐震化を促していく必要があります。

また、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設しました。この制度を確実に周知し、耐震化が進むよう支援を行っていく必要があります。

（今後の取組の方向性）

公立小中学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、市町に対して耐震化推進の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供を積極的に行っていきます。

県立学校については、平成 24 年度の点検結果を受けた全体計画に基づき、非構造部材の耐震対策を実施していきます。

私立学校については、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対して、引き続き、耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。

災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施している病院のうち平成 26 年度に工事が完了する予定の病院について、進捗状況を確認のうえ、計画どおりに工事が完了するよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。

社会福祉施設の耐震化のうち、高齢者関係施設については、避難所指定を受けた養護老人ホーム 1 施設の耐震改修の取組を支援します。また、耐震診断の必要な児童福祉施設等の取組を引き続き促進します。

また、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して補助制度を周知し、耐震診断及び耐震対策を支援することにより、耐震化を促進していきます。

施策7 安全な避難空間の確保

- 市町が進める津波避難路の整備促進
- 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進
- 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進
- 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保
- 電線類地中化の推進
- ブロック塀の耐震対策の促進(再掲)
- 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進
- 自動販売機の耐震対策の促進
- 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討
- エレベーター閉じ込め事故対策の促進

(平成 25 年度の取組結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業において、市町が進める津波避難路の整備、避難誘導標識や海拔標識の設置、ブロック塀の除去等に対して支援しました(16市町の取組を支援)。

農山漁村地域における避難路の整備については、農道 12 箇所(平成 25 年度に新たに 5 箇所着手)、漁港関連道 1 箇所を整備を進めました。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所において、避難地、避難路の保全を行うために 14 箇所で擁壁や階段などの対策を進め、8 箇所が完成しました。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策については、上期と下期の建築物防災週間において、対象建築物所有者または管理者への状況調査、啓発及び対策指導を行いました。

引き続き、市町や住民等関係者との調整を行い、安全な避難空間の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(今後の取組の方向性)

津波避難路の整備については、引き続き、津波避難対策推進事業において市町の積極的な取組を支援します。

農山漁村地域における避難路については、整備を進めている農道及び漁港関連道の早期開通に向け整備を進めます。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、関係市町との連携を図り、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策については、特定行政庁と連携しながら、対象建築物のうち未対策のものについて啓発を行うとともに、引き続き粘り強く指導、働きかけを行っていくほか、ブロック塀の耐震対策や防災上支障となる空き家の除去・解体等については、出前トークなど地域での防災講話等を通じて、取組が促進されるよう防災啓発を行っていきます。

施策8 企業防災活動の促進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知(再掲)
- 企業向け防災対策融資制度の周知

(平成25年度の実施結果(成果)と今後の課題)

企業の防災力を高めるため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、事業者等の防災リーダー育成講座を県内5地区で5回開催するとともに、事業所等における業務継続計画(BCP)の策定や、地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた検討を行いました。

また、企業や事業所からの要望に基づき、防災技術専門員、指導員を派遣し、みえ出前トーク等の防災講話を実施しました。

県内観光地の防災対策の推進に向けては、公益社団法人三重県観光連盟の総会等を活用して、観光事業者・観光関係団体を対象にリーフレット等を用いた啓発を行いました。

企業における防災活動を効果的に進めていくためには、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を通じて、企業の取組に対する支援を強化していくことが必要です。また、観光事業者・観光関係団体に対しては、これまでの意識啓発に加えて、必要な知識を習得するための研修会の開催や関係者による課題検討の

場を設けるなど、具体的な支援を行っていくことが必要です。

（今後の取組の方向性）

「みえ防災・減災センター」において、企業を支援するための相談窓口を設置し、企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して、企業防災人材の育成、業務継続計画の策定促進、地域防災における企業の役割等についての検討など、取組を進めます。

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、研修会や防災講話の開催など防災面からの人材育成を進めていきます。その取組の一例として、平成26年6月に、鳥羽市にて観光防災研修会を開催し、有識者による講演や県内事業者による事例発表等を行いました。今後、観光客の避難や一時受入支援など、具体的な課題の解決に向け、市町、事業者、関係団体等と検討の場を設けていきます。

施策9 産業保安の確保

- 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施
- 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底
- 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施

（平成25年度の取組結果（成果）と今後の課題）

コンビナートの防災対策については、石油コンビナート地区について防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度や影響度等を調査しました。一方、平成26年1月には、三菱マテリアル株式会社四日市工場で多数の死傷者が発生する爆発事故が発生しており、アセスメント結果に加え、当該事故の検証結果等もふまえた「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討していく必要があります。

（今後の取組の方向性）

平成25年度に実施した防災アセスメント調査結果や発生した爆発事故の検証結果をふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。

また、引き続き、高圧ガス等製造施設への保安検査、立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を図るなど、事故の未然防止に向けた取組を強化していきます。

施策 10 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- 新たな防災情報プラットフォームの構築
- 三重県業務継続計画 (BCP) の策定
- 総合防災訓練 (実動訓練) の実施 (再掲)
 - 図上訓練の実施
 - 防災関係機関との連携強化
 - 初動警察体制の強化
 - 災害発生時における非常通信の確保
 - 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保
 - 災害対策本部活動スペースの確保の検討
- 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討
- 海底地震観測網を活用した情報の確保
- 職員の防災対策の推進
 - 職員の情報伝達訓練の実施
 - 職員の防災研修の実施
 - 非常時に備えた通信統制訓練の実施
 - 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
 - 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
 - 交番・駐在所の防災機能の強化
 - 災害時の出納業務の対応能力の向上

(平成 25 年度の取組結果 (成果) と今後の課題)

災害対応力の充実・強化を図るため、伊賀広域防災拠点活動訓練 (5月) により災害時の後方支援活動を検証するとともに、紀南地域において実施した総合防災訓練 (9月) にて、救出・救助機関や医療機関との連携強化を図りました。

図上訓練については、災害対策本部訓練を 2 回 (7月、2月)、地方災害対策部での訓練を 5 回 (鈴鹿、津、松阪、伊賀、紀北) 実施しました。なかでも、災害対策統括部の総括部隊における統括班、救助班、総務班、派遣班、広聴広報班では、活動マニュアル等の作成を通じて、役割の明確化と課題の抽出を行い、2月に実施した図上訓練において、これらのマニュアルの検証を行いました。

また、職員防災一斉メールシステムを使って、情報伝達訓練を抜き打ちで 3

回実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証したほか、課長級職員を対象とした防災研修を実施しました。

さらに、初動警察体制の強化を図るため、すべての警察署において非常参集訓練を実施したほか、交番・駐在所の防災機能を強化するため、避難誘導資機材等を50箇所を整備しました。

災害対応力の充実・強化に向け、繰り返し必要な訓練と検証を重ねていくことが必要です。特に、災害対策統括部の各部隊活動については、さまざまな段階と局面を想定した実践的な訓練の実施を通じて機能と体制を強化していくことが必要です。

（今後の取組の方向性）

災害対策本部の機能・体制の確保・強化については、図上訓練において、平成25年度に作成した災害対策本部総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを進めるとともに、実動訓練において、住民参加、連携強化に加え、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施します。また、引き続き、情報伝達訓練も実施していきます。

発災時に、職員が災害対策本部におけるそれぞれの役割を果たすことができるよう、職員の自宅の耐震化や家具類の固定化等の状況について調査を実施するなど、職員の防災対策についても推進していきます。

地震被害想定調査の結果をふまえ、津波浸水により庁舎の機能喪失が想定される地方部について、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を地方部と連携して検討します。

また、災害対策本部活動に資する情報確保の取組として、「みえ防災・減災センター」、独立行政法人海洋研究開発機構と連携し、地震・津波観測監視システム（DONET）の活用可能性について検討を進めていきます。

さらに、災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期再開の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の策定に向けた準備を進めます。



施策 11 災害時の情報収集・伝達体制の強化

●新たな防災情報プラットフォームの構築(再掲)

- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
- 市町の防災行政無線(屋外スピーカー等)の総点検の結果をふまえた改善
- 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進(再掲)
- 緊急速報メールの市町への導入促進
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討
- 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等により、県防災通信ネットワーク(地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備)を維持管理し、正常な通信機能の確保に努めました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため維持管理を行っていく必要があります。

また、災害情報を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステムを活用した映像の収集・伝達訓練(2回)や、公共土木施設の被災状況を把握するための建設企業との連携による訓練(1回)の実施のほか、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの必要人数を確保(28市町)するなど、必要な取組を進めました。

県民の皆さんへの情報提供については、気象庁の特別警報の追加に対応するため、ホームページ「防災みえ.jp」の改修を実施しました。また、メール配信サービスの登録促進のため、各種会議・イベント等を活用して内容の周知を図りました。しかしながら、登録者数については、目標(42,000人)には至らず、40,200人となりました。今後、ユーザーのニーズ把握に努め、類似の配信サービスとの差別化を図り、迅速な防災対応に向けた情報を提供するとともに、その利点の啓発に努めることで登録者数増につなげていく必要があります。

(今後の取組の方向性)

県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため、適切に維持管理を行っていきます。

映像や画像を活用した災害情報を収集する体制整備に向けては、引き続き、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、県防災通信ネットワークに、新たに追加されたテレビ会議等の機能の活用を図っていきます。また、公共土木施設の被災状況を迅速に把握するために情報伝達体制の強化に向けて訓練を実施します。

県民の皆さんへの情報提供の取組としては、気象情報や災害情報等について、より迅速・的確に収集・伝達し、わかりやすく発信することができるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築に向け、基本計画の策定を行っていきます。「防災みえ.jp」のメール配信サービスについては、ニーズの把握に努め、各種会議・イベント等の場やさまざまな媒体を活用してさらなる周知を図っていきます。また、緊急速報メールの市町への導入を促進するほか、SNSを活用した情報提供の方法、提供内容等についての検討も進めていきます。

施策 12 緊急輸送の確保と孤立の解消

- 発災時における集落の孤立可能性の把握
- 緊急輸送道路の整備(再掲)
- 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進
- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消(再掲)
- 道路啓開対策の推進(再掲)
- 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化
- 港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)
- 港湾機能継続計画の策定
- 漁港施設の防災・減災対策の推進(再掲)

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、平成 25 年度に 1 路線が完成し、供用を開始しました。これにより、県管理道路 91 路線のうち 84 路線が整備済となり、改良率が 92.3%に向上しました。

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地については 10 箇所を整備(1 箇所完成)するとともに、リ

ダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化については 13 箇所で整備（7 箇所完成）しました。また、平成 25 年 11 月に、道路啓開マップを活用した建設企業との連携による訓練を実施しました。

また、緊急時の物資輸送拠点とするため、漁港の耐震強化岸壁に着手（1 箇所）したほか、国、県、関係機関等による港湾機能継続計画作業部会において、津松阪港の港湾機能継続計画の検討を進めました。

災害時における孤立の解消に向けては、県内の孤立可能性集落の把握を行うとともに、地域減災力強化推進補助金の孤立化防止対策推進事業により、市町が整備する衛星携帯電話や防災行政無線個別受信機等の整備に対する支援を行いました（8 市町の取組を支援）。

引き続き、緊急輸送道路の整備、道路啓開態勢の整備等に取り組むほか、地震被害想定調査の結果に基づいた県内ヘリポートの活用可能性についての検証、緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするための燃料確保など、新たな取組についても進めていく必要があります。

（今後の取組の方向性）

引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開マップを活用した訓練の実施、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組んでいきます。

また、離島及び交通脆弱地にある漁港の耐震強化岸壁の効果発現に向けた整備を進めるとともに、津松阪港の港湾機能継続計画の策定をめざします。

集落の孤立化防止については、引き続き、情報・連絡体制の孤立化防止対策として、市町が整備する衛星携帯電話や防災行政無線個別受信機等の整備について財政支援等を行います。

災害応急対策初動期における緊急輸送ヘリコプターの運用については、津波浸水に伴うヘリコプター離発着場等の活用可能性についての検証を行うほか、孤立地域における災害応急対策活動を実施するため、航空燃料の県南部地域への備蓄について検討を進めます。



施策 13 広域応援・受援体制の整備

●広域防災拠点の整備・機能強化

- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 近隣府県との連携訓練の実施
- 警察災害派遣隊の運用
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化
- 市町広域火葬実施体制整備の促進

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

県内の 5 つのエリアに順次整備を進めている広域防災拠点については、「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」における北勢広域防災拠点の役割をふまえ、平成 25 年度に整備候補地を四日市市と調整を行い決定しました。

県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を開催し、市町との協議のもと、災害発生時における物資支援体制及び広域避難体制の活動方針案を作成しました。

また、三重県が属する中部圏及び近畿圏内の府県との連携については、中部 9 県 1 市合同防災訓練(平成 26 年 1 月)や近畿府県合同防災訓練(平成 25 年 10 月)等への参加により、近隣府県からの応援・受援などの連携強化を図りました。また、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との連絡会議を実施するなど、救出救助についての連携強化も進めました。

災害時の支援等に関する協定については、食料・生活物資の調達(1 件)、応急仮設住宅の建設(1 件)、電気設備の応急対策(1 件)、応急復旧対策(1 件)、救出救助(2 件)、被災者支援等(4 件)の計 10 件の協定を企業及び事業者団体と締結しました。引き続き、締結済の協定や覚書に基づく連絡体制等を年度更新するとともに、新たな協定締結について協議を進めていくことが必要です。

(今後の取組の方向性)

北勢広域防災拠点の早期整備に向け、平成 26 年度は測量・調査・設計に着手し、平成 29 年度末の完成をめざします。地震被害想定調査の結果に基づき、現在の各拠点における備蓄資機材数量や品目の見直しについても検討を行います。

県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、平成 25 年度に作成した物資支援体制及び広域避難体制についての活動方針案並びに地震被害想定調

査結果に基づいて、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、物資支援体制及び広域避難体制についての活動要領作成に向け、市町と協議を進めます。

また、引き続き、中部圏及び近畿圏で実施される訓練に参加していくとともに、平成26年6月には、陸上自衛隊中部方面隊が実施する自衛隊防災訓練（南海レスキュー）の図上訓練に参加し、連携強化を図るとともに災害対策本部の体制や災害対策統括会議による方針決定等の検証を行いました。

災害時支援協定については、喫緊の課題である災害時の燃料調達や、避難者及び災害応急対策に必要な要員等の搬送のため、関係事業者団体との協定締結に向け、取組を進めていきます。

施策 14 医療救護体制の充実

●災害拠点病院等の耐震化の推進(再掲)

- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進

●災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保

- 救急告示医療機関の EMIS 参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有

●災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

●地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保

●地域における災害医療ネットワークの構築

●SCUの機能の確保

●避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)

- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

(平成25年度の実施結果(成果)と今後の課題)

平成25年8月に災害拠点病院を新たに1病院指定しました。また、地域医療再生事業補助金により非常用発電装置の整備を支援した結果、新たに3病院で整備が進み、平成25年度末時点で通常時の6割以上の発電容量を確保した災害拠点病院は10病院となりました。

また、災害拠点病院が機能不全に陥った場合等に対応できる体制を整えるた

め、災害拠点病院を補完する病院として、12月に新たに災害医療支援病院を8病院指定しました。今後、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を実施すること等により、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。

災害時に医療を迅速かつ円滑に提供できる体制整備については、災害医療コーディネーター（38名）を設置し、災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催（3回）しました。今後、実践的要素に加え、知見を醸成する内容も改めて盛り込むなど、災害医療コーディネーターに対する研修等を実施していくことが必要です。

地域の災害医療体制の整備や関係機関の連携強化を図るため、地域災害医療対策会議を県内9地域で開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が、地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました（県内で延べ16回開催）。

SCUの機能確保については、6月に設置訓練を実施しました。また、8月に実施した大規模災害時に重症患者を県域外へ搬送する広域医療搬送訓練において、設置・運営訓練を行いました。これらの訓練を通じて、SCUの運営には多くの機関が関与することから連絡手段の整理が必要であることや、水や医療資機材の不足が見られたことなどの課題が明らかになりました。

避難所や救護所における医療ニーズの収集については、9月の総合防災訓練において、救護所の設置及び地元の住民・医師会によるトリアージ訓練を実施することにより、医療行為が必要な避難者を把握する方法についての検証を行いました。

引き続き、関係機関との連携を図りながら、必要な研修や訓練等を実施していく必要があります。



（今後の取組の方向性）

災害拠点病院が機能停止とならないよう、引き続き、非常用発電装置の電源確保等の整備に取り組むとともに、各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施します。平成 26 年 11 月に予定している機能別図上訓練（医療分野）では、災害医療コーディネーターも参加するなど、各地域で実施予定の情報伝達訓練等への参加も促進していきます。

各地域での災害医療体制の整備については、地域災害医療対策会議を継続して開催しますが、地域間の取組にバラツキが出ないように、保健所・市町担当課長会議において、各地域の取組について情報共有を行うなど必要な支援を行っていきます。

SCUの機能確保に向けては、設置予定地である津、伊勢の2か所で、SCU設置訓練を実施するとともに、11月の総合防災訓練においても、SCUの運営訓練（図上）を実施します。

避難所や救護所における医療体制の検討については、総合防災訓練において救護所設置訓練を実施するのに先立ち、地元医師会を対象に救護所設置にかかる研修会を実施することとしています。

施策 15 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援(再掲)
- 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立
- 常備消防の充実強化
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 消防団の活動促進
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)

（平成 25 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

地域減災力強化推進補助金により、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、市町の主体的な取組に対して支援を行いました（28 市町の取組を支援）。

市町の図上訓練、実動訓練への実施支援や職員向け研修等に、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町の災害対応力の向上を図りました（13 市町の取組を

支援)。

今後、市町の防災・減災対策の進捗状況について検証を行っていくとともに、市町の災害対応力を強化するため、対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材育成を行っていく必要があります。

また、市町・消防本部の消防設備等の充実強化や消防学校での消防職員、消防団員への教育訓練、三重県消防協会と連携した消防団員の加入促進等の取組を進めました。

(今後の取組の方向性)

地域減災力強化推進補助金については、新たに観光客避難対策推進事業を設けるなど、市町の積極的な取組を支援していきます。また、これまでの実績や市町の防災・減災対策の進捗状況について検証を行っていきます。

市町の災害対応力の強化に向けては、引き続き、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町が実施する図上訓練や実動訓練が、より実践的なものとなるよう支援を行います。また、「みえ防災・減災センター」と連携して、市町職員を対象に、実際の業務に活用することができる知識・技能の習得を目的として、系統的な人材の育成にも取り組みます。

消防力の向上については、消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職員、消防団員の教育訓練等の充実強化を図っていきます。また、市町や三重県消防協会と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化に取り組んでいきます。

施策 16 災害時要援護者への支援 (応急対策)

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

（平成 25 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

福祉避難所の指定について、課題の把握や対応策の検討など、市町に対してきめ細かく働きかけを行った結果、指定もしくは協定締結している市町は、平成 24 年度末時点から 5 市町増えて 25 市町となりました。また、施設数としては、31 か所増えて 381 か所となりました。

介護保険施設の防災対策については、東紀州地域をモデルとして、施設間の災害支援に関して関係者で協議を進めた結果、平成 26 年 3 月に特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の 16 施設において、災害時相互支援協定が締結されました。今後も、施設間の災害支援の仕組みが県内の施設において広がるよう取組を進めていく必要があります。

外国人住民への支援体制の整備については、災害時外国人サポーター研修（2 回）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2 回）の中で、「避難所情報伝達キット」の活用を図りました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。今後、外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を作っていくことが必要です。



（今後の取組の方向性）

市町における福祉避難所の確保は徐々に進んでいますが、国のガイドラインでは福祉避難所は小学校区に 1 か所程度の割合で指定することが望ましいとされています。引き続き、市町に対して福祉避難所の確保に向け、必要性等について説明するとともに、複数市町による福祉避難所の共同利用など市町間の連携も促していきます。

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の災害時相互支援協定の締結については、東紀州以外の地域においても取組を進めていきます。

また、大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業を継続していくほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行っていきます。

施策 17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

●女性防災人材の育成(再掲)

○防災現場における男女共同参画の推進(再掲)

●三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)

○男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)

○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

みえ防災コーディネーターの養成にあたって、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに 53 名を認定しました。また、災害時に活動が期待される専門職を対象とした防災研修についても、女性を中心として、専門職種別に講座を実施し、59 名が修了するとともに、職種間での交流の動きが始まりました。

三重県男女共同参画センターが実施している地域リーダー養成講座において、災害発生時の避難所運営にあたって男女共同参画の視点を持って対応できる人材の育成を図りました(平成 25 年 8 月～9 月)。また、地域においては、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用して、女性の視点を盛り込んだ避難所単位の避難所運営マニュアルの作成の取組を支援しました。

女性消防団員については、平成 25 年 4 月に新たに 1 市で女性消防分団が設置され、県内で女性消防団員を採用している市町は 20 市町、団員数は 406 名となりました。

引き続き、女性を中心とした人材育成に取り組むなど、県内に多くの女性防災人材を輩出していくことが必要です。



(今後の取組の方向性)

防災分野に女性の視点を取り入れるため、「みえ防災・減災センター」におい

て、引き続き、女性防災人材の育成に取り組んでいきます。また、三重県男女共同参画センターが実施する講座においても、防災関係のテーマでの開催を継続していきます。

女性消防団員の加入促進については、三重県消防協会と連携し、女性消防団員の採用の推進や活動の活性化に向けた取組を進めていきます。

施策 18 避難対策・帰宅支援対策の強化

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
 - 市町の避難整備計画作成の促進
 - 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援
 - 避難者視点から見た災害リスクの見える化
 - 避難誘導等における危機回避
 - 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進(再掲)
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 観光客への対応を想定した訓練の実施
 - 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上(再掲)
- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
 - 災害時帰宅支援ステーションの周知

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市有馬町の3地区で平成24年度に引き続き取り組まれたほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも「Myまっぷラン」を活用した取組が始まるなど、合わせて6市町17地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4市町27地区で行われました。この取組が、市町や地域において広く展開されるために重要なこ



とは、取組の主体は地域と住民であるということであり、あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性など、取組の意義をより一層、市町や地域に対し説明していく必要があります。

また、市町が主体的に進める避難対策への支援として、地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業により、避難所や避難場所、津波避難ビル等の整備を促進しました（16市町の取組を支援）。

帰宅困難者対策については、平成25年12月に、県内のホテル・旅館や飲食業、理容・美容業など、約5,000の会員で組織される三重県生活衛生同業組合連合会、同連合会を支援する三重県生活衛生営業指導センターとの間で、帰宅支援に関する協定を締結し、会員に対して災害時帰宅支援ステーションのステッカーを配布しました。

また、地理に不案内な観光客の避難対策としては、平成25年9月に実施した総合防災訓練の中で、観光客の避難を想定した訓練を実施したところです。

引き続き、これら避難対策にかかる取組を進めるとともに、地震被害想定調査の結果、深刻な課題が改めて浮き彫りとなった、県北部の海拔ゼロメートル地帯における避難対策についても検討していく必要があります。

（今後の取組の方向性）

「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。

県北部の海拔ゼロメートル地帯における対策については、平成26年4月に、桑名市、木曾岬町、県で構成する「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げました。今後、この協議会において、同地域の特殊事情をふまえた避難対策など、両市町が進める対策とそれに対する支援のあり方を検討していきます。

さらに、想定される広域避難について、県内を避難先とする対策については、「三重県市町災害時応援協定に係る広域避難支援活動方針〔第一次案〕」において、一方、県境を越える避難については「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」における協議等をもとに、検討を進めていきます。

また、避難者や災害応急対策に必要な要員等の輸送手段を確保するため、バス事業者（団体）との間で協定締結に向けた取組を進めていきます。

さらに、災害時帰宅支援ステーションの周知など帰宅困難者対策を引き続き、進めていくほか、平成26年6月に鳥羽市において開催した観光防災研修会を契

機として、観光客の避難や一時受入支援など、具体的な課題の解決に向け、観光地を抱える市町、事業者、関係団体等と検討の場を設けていきます。

施策 19 避難生活の支援体制の充実

- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの災害対策ガイドライン」の策定・普及

(平成 25 年度の取組結果(成果)と今後の課題)

「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、津市内の 2 地区において作成に取り組みられたほか、志摩市や伊賀市など、あわせて 7 市町 15 地区で取組が行われました。



この取組についても、施策 18 の項で述べた「津波避難に関する三重県モデル」の取組と同じく、市町や地域で広く展開されるために重要なことは、取組の主体は地域と住民であるということです。あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性を説明していく必要があります。

避難生活を支援する体制の整備に向けては、平成 24 年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」について、市町栄養士に対す

る研修（28 市町が参加）等を通じて活用の促進を図ったほか、災害時の給食マニュアル策定について、給食施設関係者に対する働きかけを行いました（マニュアルを策定した施設の割合 79.0%）。また、避難所における歯科医療救護に対応するため、地区歯科医師会と市町との災害協定の締結を促進した結果、新たに 8 市町で協定が締結され、9 市町が締結済となりました。

また、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、平成 25 年 6 月に県・市町担当者会議を開催し、市町における建設候補地の選定を行い、一覧表としてまとめました。今後、地震被害想定調査の結果に基づき、候補地の精査や必要に応じ新たな候補地を確保していく必要があります。

（今後の取組の方向性）

避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。

避難所等における栄養や食生活への支援、衛生管理体制の確保については、引き続き、市町や関係団体等と連携して、継続した取組ができる体制の確立や、地域の状況に応じた対応ができる体制の整備に向け、取組を進めていきます。

応急的な住宅（仮設住宅）の確保に向けては、市町における建設候補地の選定や台帳整備等の作業をさらに進めます。また、一時提供住宅の確保については、災害救助法による対応との調整を図りつつ、一時提供することが想定される住宅（職員住宅等）の管理者と協議の場を設けるとともに、東日本大震災や紀伊半島大水害等における先例や対応記録の取りまとめを行います。

施策 20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

●災害廃棄物処理計画の策定

- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 下水道施設の耐震化(再掲)
- 下水道地震・津波BCP計画の策定
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化(再掲)
- 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進(再掲)

(平成 25 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

発災時における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、地震被害想定調査の結果をふまえ、市町での災害廃棄物処理計画策定の参考となる「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。今後、このマニュアルを活用して、引き続き、市町の計画策定を支援する必要があります。

水道施設については、水管橋 1 橋の耐震化が完了し、水管橋の耐震化率は 97.6%となりました。工業用水道施設については、水管橋 4 橋と浄水場における主要施設 1 施設の耐震化が完了し、水管橋の耐震化率は 85.1%、主要施設の耐震化率は 85.9%となりました。

平成 25 年 11 月及び平成 26 年 3 月に、電力、ガス、通信、鉄道、バス等の事業者・団体と、「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るための意見交換を実施しました。

(今後の取組の方向性)

災害廃棄物の処理については、研修会の開催や個別協議等を通じて市町の災害廃棄物処理計画策定を促進するとともに、国の災害廃棄物対策の検討状況をふまえ、県の災害廃棄物処理計画を平成 26 年度末までに策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を進めていきます。

水道施設及び工業用水道施設については、引き続き、計画的に耐震化を進めていきます。農業用集落排水施設の整備については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら、施設の耐震化を進めます。

また、流域下水道終末処理場等の機能継続や早期回復が図られるよう、公益財団法人三重県下水道公社等と連携して、処理場のBCP策定にも取り組んでいきます。

ライフライン関係機関に対しては、引き続き、「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、災害復旧等にかかる具体的な意見交換を行うとともに、総合防災訓練や図上訓練等への参画を求め、災害時における迅速かつ的確な復旧体制を構築していきます。

施策21 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

(平成25年度の実績結果(成果)と今後の課題)

みえ災害ボランティア支援センターの設置マニュアルについて、同センター幹事会において見直し作業に着手しました。今後、現地災害ボランティアセンターのマニュアルが整備されていない市町に対して、整備に向けた取組を促していく必要があります。

災害時に備えたネットワーク強化事業として、市町、市町社会福祉協議会、NPO等を対象に研修会を2回開催し、参加者同士のネットワーク構築を図るため、後日、参加者間で名簿を共有しました(災害時支援活動団体名簿掲載数24団体)。

また、平成25年5月に、外国人住民への多言語情報の発信、問い合わせや相談への多言語対応等、災害時支援が円滑に行われるよう、公益財団法人三重県国際交流財団と「災害時の外国人住民支援にかかる協定」を締結しました。

(今後の取組の方向性)

みえ災害ボランティア支援センターの平常時の事務局のあり方について、幹事団体と連携して検討を進めていきます。

ボランティア活動における連携強化については、NPO等に対して、災害時における被災者ニーズや支援活動を学ぶ講座を開催するとともに、災害支援活動団体の名簿掲載団体数を増やすなど、災害時に備えて、市町、市町社会福祉協議会、NPO等が平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。

また、NPOが行う被災地・被災者支援活動を支援していくため、専門性の高いNPOに対して、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した協定の締結や助成の仕組みについて、周知を図り活用を促していきます。

施策22 被災者の生活再建支援

- 住宅相談体制の構築
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- 企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

(平成25年度の実施結果(成果)と今後の課題)

住宅相談体制の構築について、被災者による住宅再建の判断を支援することができるよう、既存の「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」をもとに、簡易的に復旧可否について判断できる基準の策定を行いました。大規模災害発生時には、市町の建築技術者の不足が見込まれるため、今後、地域の建築技術者等と連携するとともに、上記基準を習得した技術者を養成していく必要があります。

また、健康支援など被災者からの相談に対応する体制確保に向けては、「三重県災害時保健師活動マニュアル」について、地域で開催した研修会や訓練等(24市町が参加)を通じて、災害時における保健師活動について検討したほか、「災害時こころのケア活動マニュアル」については、災害時こころのケア担当者会議(21市町が参加)等を通じて周知を図りました。

事業者向けの融資制度の周知については、企業向け防災対策融資制度や農林漁業セーフティネット資金等の融資制度についての説明会を関係者に対して実施しました。

(今後の取組の方向性)

被災者の自宅再建等の判断を支援できるよう、市町と地域の建築技術者との相談体制を構築するため、市町及び関係団体との協議を進めていきます。

被災者の健康等の相談体制の構築に向けては、引き続き、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等を実施していきます。

また、融資制度の説明会も継続して開催していきます。

さらに、被災時の緊急的な雇用創出への準備として、被災5県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における国の震災等緊急雇用対応事業への対応状況についての情報収集に着手します。

施策23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

- 「三重県復興指針(仮称)」の策定
- 住宅復興計画策定のための事前検討
 - 震災復興に関する市町への情報提供
 - 復旧・復興期にまで視野を広げた防災啓発の実施
- 地震津波に強い都市計画指針検討
 - 地籍調査の促進
 - 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用

（平成25年度の実施結果（成果）と今後の課題）

地籍調査について、実施主体である市町への事業費補助（24市町の取組を支援）、三重県国土調査推進協議会等の研修会を通じた啓発、国への制度要望活動などを実施しました。また、調査休止中の市町（5市町）に対して事業再開に向けた働きかけを行いました。

東日本大震災被災地での活動等の共有については、三重県東日本大震災支援本部員会議を4回開催し、その中で被災地派遣職員による活動報告や被災地訪問調査結果報告を行い、被災地の復旧・復興状況の把握に努めました。

今後、「三重県復興指針(仮称)」の策定に向けた検討のほか、「住宅復興計画」を策定するためのマニュアル作成、「地震・津波災害に強い都市計画指針」の策定など、復興に向けた準備に取り組んでいく必要があります。

（今後の取組の方向性）

平成27年度末の「三重県復興指針(仮称)」の策定をめざして、平成26年度はその準備として、庁内横断のWGを設置し有識者等を招聘しての勉強会の実施など、策定に向けた情報収集や調査等に取り組めます。

発災時に「住宅復興計画」を迅速に策定するための準備としては、住宅再建

等の戸数算定手法や想定し得る支援等を検討するなど、実効性のあるマニュアル作成に着手します。

地震・津波災害に強いまちづくりに向けては、市町と十分な意見交換をしながら「三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）」の策定を開始するほか、市町向け研修会を実施する等の取組を進めます。

このほか、地籍調査については、これまでの取組に加え、津波浸水想定地域を対象として実施されている国直轄の官民境界基本調査の成果を活用して、当該地域にて地籍調査が拡大されるよう、市町と取り組んでいきます。

また、三重県東日本大震災支援本部員会議を四半期ごとに開催し、派遣職員等による報告を継続するなど、被災地での業務を通じて得られた教訓や知見等の活用にも取り組んでいきます。

以 上